

第 9 回定時代議員総会

「青税精神」を発揚し 10周年を迎えよう



全国青年税理士連盟第九回定時代議員総会（犬山大会）は、七月十八日（日）、愛知県犬山市、名鉄犬山ホテルに於いて盛大に挙行された。

大会会場のすぐそばを流れる木曾川が、全国津々浦々から集まる青年税理士の流れに、いっとき目をうばわれているかのように流れをやめている様であった。この全国青税連の確かな歩みが、やがて大河となっていくことを期待しているかのように……。

定刻、二百七十余名の参加者は、四カ所の分科会会場に分散して、現行税制の矛盾を衝いて活発な討論が行われた。各分科会の概略が総会会場で報告され、質疑応答が行われ、一層実りの大きいものとなった。

続いて総会は、大ホールで開催された。来賓に各党国会議員、犬山市長そして友好団体を迎え、祝電も次々と寄せられてきた。又、全国青税連の大ヒットとして話題となった西ドイツ税理士法制定の立役者クレッカー先生から帰国に際し収録したメッセージが会場に流され、大会は盛り上がった。

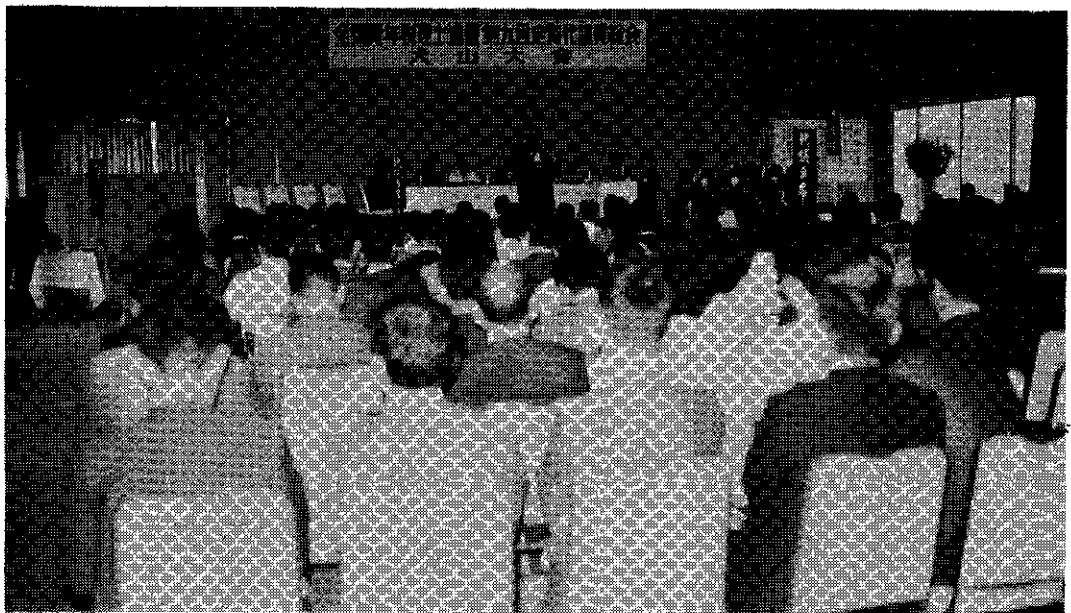
そして議事も真剣な審議の中で順調に進行し、湖東会長以下新役員が誕生し、決意を新たにした。

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバールビル5F501号
電話 03(356)2916

連盟本部
電 話 03(356)2916

会 長 湖 東 京 至
編 集 人
広 報 部 長 石 井 吉 夫



真剣な審議が続く総会会場

大会宣言

全国青年税理士連盟は、第九回定時代議員総会の名において次の通り宣言する。

- 一、税理士の社会的地位の向上を目指し、納税者の権益を擁護する税理士法改正運動の先頭に立とう。
- 二、国民大衆と中小企業者を圧迫し、税理士制度を根底からゆるがす付加価値税の導入を阻止しよう。
- 三、中小企業の切捨てにつながる会社法改正に断固反対しよう。

以上の目的を達成するため、偉大な青税の伝統を継承し、「青税精神」を発揚し、十周年を盛大に迎えよう。

一九七六年七月十八日

全国青年税理士連盟

犬山大会



受付風景

大会概報

第一号議案 昭和五十年年度事業報告に関する件

執行部より、「公益団体等に対する派遣税理士制度」実施阻止運動を展開したこと、税理士不当解任阻止裁判の現況、西ドイツ税理士法制定の立役者クレッカー先生招へいの大成功等、当連盟の意欲的な活動が細かく報告された。

第二号議案 昭和五十年年度収支決算書、貸借対照表並びに財産目録承認の件

収支決算の状況と財産状態について、下田経理部長より詳述された。第三号議案 昭和五十年年度会計

監査報告の件

会計監事より、適正にして正確であった旨が報告された。

第四号議案 昭和五十一年度事業計画承認の件

昨年にならない、計画の具体化は新執行部にゆだねる方針に基づき次の基本大綱のみ提案された。

- 一、青税精神を発揚し十周年を迎えよう。
- 二、職域防衛は全青税の義務。
- 三、行政上の公平原則を守り税理士法改正で社会的地位向上をはかる。
- 四、付加価値税、会社法問題等に対処。

第五号議案 昭和五十一年度収支予算案承認の件

総額約一千万円の予算案が提案された。

以上の議案に対し、殊に、東京の寺沢会員から、日税連の税理士法改正作業が政府提案方式で進められているようであるが、基本要綱の三本柱は、つらぬけるのか。又、公益団体等に対する税理士の派遣に関する規則を、法改正の中に立法化しようとしている。大変重大な問題である。全会員注視すべきである旨の発言があった。

又、大阪の森田会員から、大阪合同税理士会の役員選挙に大阪国税局が介入したことに対し、当初否定していたが、五一年六月山本会長から、「当方からは頼まなかつたが、当局が自主的に応援してくれた」旨、表明された旨発表された。

その他活発な質疑応答の後、満場一致で原案どおり可決された。

第六号議案 役員改選の件

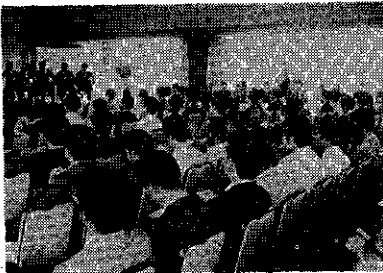
湖東現会長の留任が決定し、新執行部が誕生し、決意を新たにした。

第七号議案 大会宣言採択の件
別掲の大会宣言が万雷の拍手の中で採択され、第九回定時代議員総会は、議案すべてとどこおりなく審議を終了した。

夕刻よりのレセプションは、夜空に映える国宝犬山城に見守られホテル庭園において行われた。翌朝、会員交流のあと、大半の会員は観光ツアーに参加、明治村等を見学し、別れを惜しみつつ再会を約して散会した。



会長挨拶



質疑応答



開き入る国会議員



レセプション

主張

日独税理士の交流に貢献

我國の税理士が税理士法改正運動をすすめていることを知り、ラインホルト・クレツカー先生は、私共の招へいに心よく応じて下さり、東京、東京地方、浜松、名古屋、大阪等の各地で講演をして下さった。また各地での歓迎パーティーや会食の席でもなごやかに交歓し、大いに日独交流の実をあげたことと思う。

講演の主テーマは『西ドイツにおける自主権獲得の歴史と現状』であったが、このテーマだけに限らず、税理士とは何かという命題についても、また税理士の社会的地位についてもクレツカー先生は多くを語られた。クレツカー講演をきいて我々はさまざまなもの学ばなければならぬ。

『行政の手先』からの脱皮

西ドイツにおける自主権は第二次大戦後まず法的に保証された。しかし実際にはその内容は十分に熟しておらず、会員の努力により一九六一年税理士法によって確固

たるものになった。第二次大戦前の状況は我國税務代理士（昭和十七年に誕生した）とよく似ており税務署長ないしは国税局長が監督権をもっていた。ナチ戦争政権に加担する政治的思想的要件が税理士許可の条件であったわけだから自由業としての存立はあり得なかつたと云えよう。大戦後の民主憲法により自由な社会が生まれ、同時に租税国家としての要請が強まったというところに税理士が自由

をうけず、自主性を尊び、自主的判断に基づいて行動することが重要である。この自覚が、一九六一年法のなかに自主権を与えた裏づけであるとしている。講演の文章を引用してみよう。

『高度な専門的業務の遂行および法の奉仕者としての税理士の使命にふさわしい業務に対する自覚が、ついに立法者をして彼らに自主管理と自主監督権を引き渡さざるを得なくなったということであ

うことにつながるのである。會員のなかには事務所経営や得意先獲得法、報酬のもらい方などを熱心に研究しているむきも多いし、そのようなテーマのセミナーは人気があり集りがよい。

しかし、それだけで税理士業の将来が明るく開けることはなく、むしろ税理士をとりまく環境に左右されるのである。クレツカー先生は税理士がその制度を保つために覆いかかる圧力を自からはねの

クレツカー講演に学ぶ

税理士の未来を自らの手でできり開こう

業として成立したのである。クレツカー先生はとくに、自由業としての税理士の意義を強調されている

たのであるが、税理士は形だけの自由業であってはならず、完全に行政庁、国家から独立してこそ、真の自由業であるということ

自ら作る税理士制度

を指摘してくれた。自由職業人を東ばくするものは法であってそれ以外の何ものでもない。だから自由職業人本人の自覚もまたそうあらねばならず、自由職業人は指導

ります。税理士の社会的地位について見れば、西ドイツのそれは我国に比して非常に高いと云われている。クレツカー先生はこの点で多くの教訓を残していった。

経済的独立の教訓

社会的地位が高いということは言い換えれば職業としての安定性が高い、もっとわかりやすく言えば、商売として成りたつとい

クレツカー先生は自由職業人としての税理士の社会的存在価値即ち社会的地位を高める内容としてまず『独立性』（自主性）を指摘した。この場合の自主性は全ての

者からの独立を意味している。ここではとくに経済的独立という点について考えてみよう。

- ①雇用関係を持たない。
- ②成功報酬をもらってはならない。
- ③あつた旋業をしてはならない。
- ④最低報酬をきめてダンピングをしてはならない。
- ⑤依頼者の事業に金銭的に参画してはならない。などの規定がある。

我々はこれらの点についてもまず日常業務をふりかえってみなければならぬ。あつた旋報酬や会社の内部に入って報酬を受けている例も見られる。まず我々自身がやれることからやっていくということも、クレツカー講演に学ぶところである。そして我々税理士の未来を自らの手でできり開かねばならない。



自主権獲得にガンバレ！

十周年に向つて

全力投球を!!

会 長 湖 東 京 至



全国青税は去る七月十八日、第九回の総会を犬山で行つた。ちょうど九才になったわけである。私は昨年度に引きつづき会長の大役を引きうけることになり、その荷の重さに耐えられるかどうか、不安でいっぱいである。

しかし全国青税も大きくなつてきている。たとえば先般の犬山大会ひとつともそうである。名青税の諸兄にたいへんお世話になつたが、これに各地会員もよく応えて大会に積極的に参加してくれた。税理士の各会の催す行事のなかでもとりわけ意義深い大会の一つになつてゐる。

また、ラインホルト・クレツカ先生の招へいにしてもらうであらう。各地青税会員の熱烈な御援助をうけて大成功裡に終つた。

いまや、全国青税は単なる「なかよし会」とは異なり、行動する団体、大げさに言えば世界の青税となつたのである。

青税精神とか青税魂ということばがある。精神主義的なことばでなんと説明しにくい面もある

が、私はこの言葉のなかに心のつながりを感じるのである。具体的にあれこれでない、伝統や友情、激動する情勢に損得なしで語り合ひ、ぶつかり合う仲間意識、そんなものが青税の事業を支えているのではなからうか。そう思うのである。

であるなら、会長の任にあつて、その心のふれ合う場をたくさん作つていければそれでよいのではなからうかと思ふ。

まず集ること、集りをもつこと、次にそこで語り合ひ、学び合ひ、吸収し合つて、「青税に入つてよかつたナ」というそういう会に育てていく。それは小さな集りによいのである。十名単位でい

いから、全国、とくに地方都市に点在する会員の単位青税をどんどん作つていきたい。個人会員では、どうしても点や線つながりになつて面のつながりがない。是非会員諸兄の力を借りて、たくさん

の面をつくつていきたい。札幌にも、盛岡にも、仙台にも、千葉、埼玉、長野、西の方では、

宮崎、熊本、北九州、四国各県、広島、岡山等々。全国青税執行部の援助をしたい。是非々々これらの地域の諸兄の御尽力をお願いしたい。

来年は全国青税は十才を迎える。十周年を名実ともに成功させるために、第一回の理事会からさつそく「十周年実行委員会」を発足させる。十周年記念の大会は横浜を予定しているが、東京・神奈川の会員諸兄にだけ十周年を任せるといふのではなく、全国の会員諸兄が、十周年に何か一つやるという意気込みで、とくに組織拡大と、十周年記念大会への参加という形で表わしてもらいたい。

青税は税理士会の良心といわれている。青税に入り、青税活動を通して、意義ある税理士生活をしていくことこそ、税理士の社会的地位を向上させ、自らの手で自らの制度を築くというクレツカー先生の教えにも合致するのである。

私自身、執行部の諸兄の力を借りてこの一年せいっぱい力をふりしほつていく覚悟である。重い荷を少しでも軽くするよう会員諸兄の心からの御援助をお願いして再任のあいさつといたします。

税理士法改正運動を注視しよう

『基本要綱』の堅持を!

昨年十月、日税連法対委員会に、いくつかの分科会を設け、それぞれ関係各方面への折衝が進められてきた様である。そしてその第一目標は達成出来、今後第二目標の政府機関との折衝に移行して行く旨の記事が、「税理士界」八月十日発行第六九〇号に掲載された。

そこで、法改正作業を進めて行く過程で、全税理士の総意である「税理士法改正に関する基本要綱」を、あくまでも堅持する姿勢をくずさないでほしいということである。

この基本要綱には、①税理士制度は「国民のための制度」として確立すること。②税理士の権利の保障を明定化すること。③税理士会の自主権を確立すること。の三つの基本的な柱があり、この三つの柱こそ、法改正の際の中心問題であり、この部分が骨抜きにされたのでは改正の意味が果されない事になるからである。

最近の法改正運動の中で、この「基本要綱」がねじ曲げられようとしていることは非常に残念なことである。「基本要綱作成当時、表面化していなかった、小企業税務指導問題が大きくクローズアップされている現在、理想のみを追つていられない。政治は、現実的であり妥協が伴うものである。」などと、改正運動の頂点に立つ者が、最初から妥協する姿勢を見せているようでは困るのである。

そこで、我々は、基本要綱をいま一度再確認し日税連の法改正運動が誤つた形で進められない様、注視して行くようではありませんか。

次号より昭和四七年六月発表された「税理士法改正に関する基本要綱」を連載します。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ シンポジウム 報告 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 現行税制の矛盾を衝く ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

租税特別措置法について (第一分科会)

金子秀夫 (神奈川)

租税特別措置法の分科会は、全国からの参加者約五十名が参加して行われた。

まず報告者の一人である神奈川青税の五味紀彦会員からおおむね次のような報告があった。

現行租税特別措置法の概要

複雑な租税特別措置を判りやすく理解するために、その目的別整理と経済効果について、例えば、資源確保、技術開発、公害防止その他の環境整備、勤労者の財産形成や住宅取得促進、中小企業育成などの諸措置について大別して報告があった。

次いで、この社会的影響について言及し、租税特別措置が税負担の公平を犠牲にして設けられており、一般に大企業優遇税制という批判が強く、当局としてこの是正を余儀なくされている点を指摘した。このため、昭昭五十一年度改正において、租税特別措置の整理統合のきざしが見られ、国税関係だけで、六十九項目の改廃が行われたとの説明がなされた。

これは、財政上にもあらわれており、過去十年來増加の一途をたどった租税特別措置減収額が、昭和五十一年度において、前年度の減収額を下回っている。しかし、特別措置減収額は、五十一年度においてもおお、国税、地方税合わせると八千七百億円余となつているので、この財政上の減収は、決して少ない額とは言えないと述べた。

租税特別措置法の沿革

次いで神奈川青税の金子秀夫会員が報告に立ち、現行租税特別措置法は昭和二十一年制定であるがその沿革はもっと古いとして、歴史的過程の中に本質があるので、これをみなければならぬ、と次のような報告を行なった。

現行租税特別措置法が昭和二十一年制定されたのは、時限立法である臨時租税措置法が、終戦の翌年で廃止されたためであった。

昭和十三年制定の臨時租税措置法は、支那事変特別税法によって一般への重税がはかられた折に、

戦争目的のため基幹部門へは増税額の8%相当を減免するという特定部門への尻抜け策をとったものであった。

この種の減免は、日露戦争に際してもとられ、明治三十七年の非常特別税法による七割増税を課しながら、第二種所得税を除外することによって、戦時公債十五億円余の発行と価格維持を可能にしているのである。

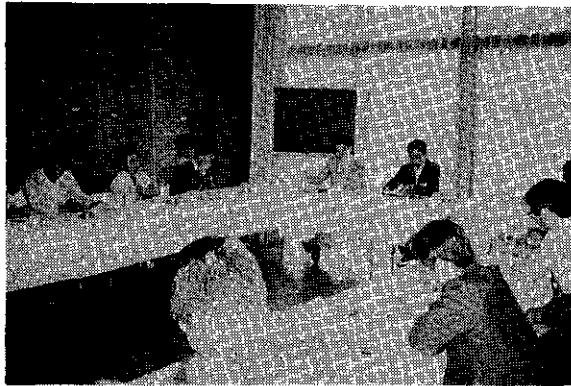
非常特別税法が大正二年に廃止される際には、重要物産の製造業に對して、三年間所得税免除を行なう等、特定産業への減免措置を合せて行なっている。

しかも、租税特別措置の源は、近代税制の成立期に遡ることができる。明治二十年わが国最初の近代税法である所得税法が制定された際に法人は非課税とされたのである。法人は、その後明治三十一年の税法改正まで全く租税を課されず、この間に法人数が三・五倍、資本金が九倍に増加し、強力な資本蓄積

が行われた。

このような歴史的過程をみると二つの特徴に気づく。第一は、わが国の資本主義の歩みが上からの育成型であるため、税法成立の当初から特定部門への傾斜的減免措置をとってきたこと、第二は、これによって、国民が課税公平原則の否定を、矛盾としてとらえない風潮、換言すると、特別措置に慣れっこになってしまったということである。

戦後租税特別措置をよみがえらせたのは池田財政であり、昭和二十



<熱気をはらむ討論>

十六年の重要機械設備等三年間五割増償却を皮切りに、強力な資本蓄積策を打出した。これは明治二十年の所得税創設期における上からの育成策の再来をみる思いである。その後の特別措置は、対外進出のための特別措置、新たな産業構造をめざすスクラップ・アンド・ビルド策など、それぞれの時期における企業資本の要請に依って立法化されている。

租税特別措置法の問題点

次いで金子会員は、租税特別措置による減免が、臨時的、特別的措置ではなく、恒常的、安定的措置として定着したと述べて、具体的数字を挙げながら次の諸問題を指摘した。

- 1 課税公平原則の否定
 - 2 大企業、高額所得者中心の減免措置
 - 3 所得格差の拡大
 - 4 減免税の利益を本来の政策目的以外に使用
 - 5 既得権化、恒常的措置化
 - 6 シャープ税制の本質的否定
- 討論における問題
報告後、活発な討論が行われたが、まず、租税特別措置が日本経済に与えた貢献度をどう評価するか、或いは、経済振興に役立った

ものを批判する場合、基準をどこに置くのか、という観点からの論議が行われた。
また、憲法的見地からみて、租

同族会社について (第二分科会)

後藤 允良 (浜松)

- 一、同族会社(法二条一〇)の定義について
- 二、同族会社の留保所得課税(法六七条)について

現在(五一年四月一日以降開始

事業年度)

- ①期末資本金額の二五%相当額から期末利益積立金額を控除
- ②所得等の金額の三五%相当額
- ③年一五〇〇万円

$$\begin{aligned}
 & (700万円 \times 25\% + (X - 700 \\
 & 万円) \times 40\%) \times 1207千円 + \\
 & 1500万円 \times \text{課税控除率} \\
 & 2704万円 \\
 & * 1207千円... 庶民税法 \\
 & 1500万円... 定額控除
 \end{aligned}$$

矛盾点

- ①配当金の利子を留保課税で徴収
- ②繰越欠損金にも課税

税特別措置法の眼界はあるのではないか、という問題提起も行われた。
これは、今後の課題であろう。

現行の同族会社の留保金に対する課税については、同族会社でも非同族会社と同程度の配当を行っているものについては、考える必要があるのではないか。

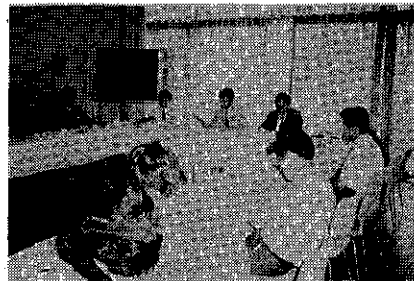
三、同族会社等の行為又は計算の否認(法一三二条)

法人税の負担を不当に減少させる結果となるとき、旧通達三五五の一項目は、現行税制では、法三四~三六条に対する通達九一~一一〇に集約。

法二二条四、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを前提とした規定であり、非同族会社の行為を認め、同族会社の行為は認めない考

え方は成り立たない。
法三四条過大な役員報酬の損金不算入。法三五条役員賞与等の損金不算入。法三六条過大な役員退職給与の損金不算入等の補足とし

て法一三二条は考えるべきであり、社会通念上の異常性の行為についての歯止めとしての法である
と解すべきである。
一三二条の運用に当たっては、税務庁の私的意見で判定されない様、我々は充分に法的理論を持つべきである。



<問題点をさぐる>

■ 原稿募集 ■

会報掲載の原稿をお寄せください。特に個人会員の方の原稿をお待ちしています。

原稿×切、毎月二十日
厚稿送付先・連盟本部事務局、
または石井吉夫(東京都練馬区
中村北四二一九)まで。

広報部

同族会社の留保所得課税の変遷

昭和25年 法人税を所得税の前払とみるシャブの勧告の考え方から、法人所得が配当されずに社内に留保される場合は、その留保利益の累積額に対して、毎事業年度所得税の遅延利子に相当する課税として、同族、非同族を問わず課税する積立金課税制度(税率2%、ただし同族会社の50万円超の積立金に対しては7%)が採用された。

昭和26年 積立金課税は、法人の内部留保の充実を妨げるものとして、非同族会社に対する課税は廃止され、同族会社に対してのみ50万円をこえる積立累積額について5%の税率で課税することとされた。

昭和28年 積立金についての非課税限度が引き上げられ積立金が100万円又は払込資本金の4分の1のいずれか大きい金額に達するまでは、課税しないこととされた。

昭和29年 積立累積額に対する毎事業年度の課税は、中小法人の資本蓄積を阻害するという理由で、積立累積額が非課税限度を超えるときは、毎事業年度の新規留保所得に対して10%の税率で1回限り課税することとされた。

昭和36年 毎事業年度の留保所得金額から、その年度の課税所得の10%相当額又は年50万円のうちのいずれか多い方の金額を控除した残額に対し、一定の累進税率により課税することとされた。ただし、累積留保額が資本金の4分の1に達するまでの金額については課税されない。

これは一面において中小法人ないし同族会社の内部留保が大法人ないし非同族会社のそれを上回ると認められる部分に対し、客観的な基準による課税を行うことにより間接的な配当支出への誘因とすることを目的としつつ、他面において法人形態による企業の税負担と個人形態によるその負担差を調整することを目的とするものである。

昭和38年 所得を基準とする控除割合を15%に引き上げるとともに、定額控除を年100万円に引き上げた。

昭和39年 所得を基準とする控除割合を20%に引き上げた。

昭和40年 所額を基準とする控除割合を25%に引き上げた。

昭和41年 所得を基準とする控除割合を30%に引き上げるとともに、定額控除を年150万円に引き上げた。

昭和45年 所得を基準とする控除割合を35%に引き上げるとともに、定額控除を年200万円に引き上げた。

昭和47年 定額控除を年350万円に引き上げた。

昭和48年 定額控除を年500万円に引き上げた。

昭和49年 定額控除を年1,000万円に引き上げた。

昭和50年 定額控除を年1,500万円に引き上げた。

推計課税について (第三分科会)

境 一 燦 (大阪)

総 論

一 課税標準となる所得金額は、本来実額によるべきが原則であるが、その計算が不可能な場合に止むを得ぬ改善の策として間接的に所得金額を推計して課税標準とすることを一般に推計課税という。ここに云う推計とは、確實に調査又は計算することのできない課税標準を、最大限に可能な蓋然性をもって真実であるとするような方法、つまり、蓋然的結論によつて真実な課税標準金額の近似額ないし蓋然額を確認し計算することをいう。従つて概算で税額を求める概算課税とは異なる。

二 現行法においては多くの税目につき納税義務者の行う申告行為により納税義務の具体的内容を一応確定させる効果を与えるといふいわゆる申告納税制度を採つてゐる。このような基本原則のもとにおいて、しばしば生じている推計課税をいかなる認識のもとにその妥当性を見出すべきであらうか。

元來課税標準額の決定は、申告納税制度のもとにおいては実際の

類を備えているかどうかは税務官庁によつて予め認められていない場合には推計課税が可能である」というのである。

思うに青色申告者だけが所得を算定しうる資料を有するわけでもなく、白色申告者についても正規の帳簿等を備えていて実額計算を行なつてゐる場合、これらの者との間に何等相異するところはない。しかも、記帳義務が税法上法定されていない我國の制度から見てもこのような見解はとりえないと考へる。

三 それでは推計課税が容認される根拠は何か。それは、納税者側に帳簿書類等が存在しないとか、その記載が不備、不正確である等のために課税当局が課税を断念せざるをえないとするならば、当該納税者の不法な利得において国庫に損失を与え、かつ他の納税者との課税負担の公平を欠くこととなるからである(憲法14条)。以上のことから推計課税の合憲性もまた導き出されてくる。また、推計課税に関する規定のなかつた昭和24年以前についても、条理上許される(最判昭39・11・13)、学説上も異論を見ない(田中二郎、金子

所得金額、すなわち実額計算によるべきことは当然であり、定説といへよう。これに対して推計課税は一定の要件のもとに例外的に許されるものであることもまた通説判例である。もっとも、青色申告者に対しては推計課税が許されないことの反対解釈から「……納税者が完全な帳簿書類を備え付けているにもかかわらずこれを調査しないで推計しても、青色申告者の場合でない限り、少なくとも手続的には全く適法である(神戸地判昭37・2・23)」とする唯一の判例があるが、この判示は全く傍論にすぎないもので、先例的価値はないと云われている。学説にも反対説はあるがいずれも前掲の判例とはやや観点を異にするようである。

ところが国側は右判例と同趣旨の主張をしてゐるようである。つまり、「法定の帳簿書類を備え付けていると税務官庁が認め、かつ申告がその帳簿書類に基づいてなされたときには推計課税はできないが、法定の備蓄性のある帳簿書

各 論

一 推計課税の前提要件

推計による更正又は決定がいかなる場合に許されるかについては現行法上明文の規定はない。しかし推計はいわば見積りないし見込みにより課税されるものであることは先に述べたところであるから、いったん推計を誤り、しかも納税義務者においてこれを覆すに足る資料を欠くときは、真実の額以上の課税がなされ基本的人権が害されるおそれが生ずる。したがつてこれが許される場合は嚴格に限定されなければならない。しかし、実務上しばしば国側の一方的判断で推計課税がなされた事例があるが我々はこれを黙視してはならないことは当然である。

推計課税の前提要件として現在の学説、判例は多く次の三つを掲げる。(1)帳簿書類が存存しない(2)帳簿書類が不備、不正確である(3)納税者が当局の調査に非協力である場合である。ただし、右の要件はその一つを満たしたならば直ちに推計課税ができるというわけではなく、いくつかの要件が複合したその結果実額が把握できない場合に限ることというまでもない。我々もまたこの立場に賛成するものである。

これらの前提要件の法的評価については、効力要件説と行政指針説(訓示規定説)の対立がある。効力要件説によるとこれら要件を欠いた場合推計課税そのものが違法となる。行政指針説によると右要件の欠缺はそれだけでは処分違法を来たさず、後は推計額の多寡の問題が残るだけであるとされるのである。従前の判例はこの点につき明確な判断も言及もしてい

なかつたが、千葉民商事件第一審判決(千葉地判昭46・1・27)以來判例、学説ともこれを意識し始めたようである(前説に立つもの前掲千葉地判、東京地判昭48・3・22金子宏教授、中間説といえるもの、京都地判昭47・4・27、南博方教授)。ところで国税当局は、「更正処分に実額計算による更正処分と推計計算による更正処分という二種類の更正処分があるわけではない。更正処分はあくまでも一つであり、推計計算によるか実額計算によるかは、所得額の認定が直接証拠によるか間接証拠によるかという事実認定の方法の相違にすぎない、推計課税の要件は更正処分じたいの要件ではない。」と主張して、行政指針説をとつてゐる。思うにすでに述べて来た如く推計課税は実額課税がどうしても

できない例外的な場合に許されるべきものであり、また租税法主義が国民の基本的な権利、とくに生存権的財産権の保障に根拠を求めると解するとき、効力要件説を支持すべきである。

二 推計方法とその合理性

推計課税が許される場合であってもその推計方法そのものが合理性を有していることが当然必要とされる。推計課税は恣意的で不正確な所得の認定を許容するものでは決してなく、所得の実額にできるだけ近似する数額が把握されなければならぬ。現行法は(1)財産若しくは債務の増減状況(2)収入若しくは支出の状況(3)生産量、販売量、その他取扱量、従業員数その他事業の規模によると規定している。しかし我々は右の方法にのみ限定せられることなく、また推計に当たっては、推計上重要な一切の事情を考慮しなければならないと考える。

南教授によると推計方法が合理的であるためには、第一に、推計の基礎事実が確実に把握されていること、第二に、その推計方法が具体的事案に適用し、所得金額を推算する方法として最適であること、第三に、その推計方法は、できるだけ真実の所得金額に近似し

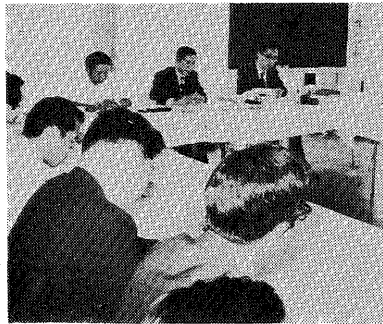
た数値を把握しうるような客観的なものでなければならぬとされている。

税務行政の上で具体的に利用されている方法についてはいずれの文献にも紹介されており、ここでは紙面の都合もあるため割愛することとする。

三 違法手続に基づく推計課税

従来、調査は更正又は決定の準備行為たる事実行為にすぎぬから、その違法は課税処分そのものには影響を及ぼさず、単に損害賠償による救済を求めうるにすぎないと解されてきた。しかし、近時いわゆる民事事件等を通じ調査手続の違法ないし不存在が意識せられるようになり、無効説も台頭してきた。その根拠は行政の違法は正の必要性にあり、実定法上も通則法24条、25条が更生等の手続要件として「調査」を規定していることから調査が違法ならば処分も違法として取消されるといわれている。ところでこれら紛争における主張を整理すると、(1)違法調査はもともと許されず、したがってそれに基づく課税も違法となる(前掲千葉地判)、(2)違法調査によって得た資料は課税のための証拠能力を有しない、という二つに分類できる。

調査の違法性の判定は質問検査権との関連で問題の多いところであるが荒川氏民事事件最高裁決定(昭48・7・10)が一応の基準とはなりえよう。これによると(1)調査の必要性は主観的でなく客観的でなければならず(2)相手方の私的利益も考慮を要し(3)その手段、限度とも相当でなければならぬということになる。



次に違法収集資料の証拠能力をどう解すべきか。刑事訴訟手続ではこのような資料の証拠能力は否定されている。その根拠は公正な手続に従ってのみ公正な結果が生ずるといふ公正手続の思想と、違法捜査を抑制するには刑事罰や損害賠償よりも証拠能力を否定するのが最も有効だということにある。公正手続の保障が行政手続にも及ぶ場合があるとすると判例もでてい

る(最判昭47・11・22)。学説もまた多くはこの立場から証拠能力を否定しており(南、金子)、我々もこの立場を正当と解する。しかし注意すべきは、裁判実務では元来更正処分取消訴訟というものが客観的な所得の有無を争う訴訟と解されるから、したがって客観的な所得に合致するという限度で違法ではないとされ、最高裁も同旨の如くである(前掲荒川氏民事事件)。

四 立証責任の分配

立証責任を論ずる前に主張責任も問題となりうるがこの点はとくに論ずる実益がないと思う。ただし後者は前者に論理的に先行するものだからである。

旧来の学説判例は行政行為の公定力を根拠とし、取消されるまでは相手方を拘束するから納税者側にその違法性の立証責任があると解していた(田上讓治他)。これに対しては、公定力は行政行為の法的効果を維持させるために認められる特殊な効力であって立証責任との間に論理的関連はないと批判され、現在この説はほとんど判られていない。もう一説は、租税確定処分の取消を求める訴訟が民法上の債務不存在確認訴訟と実質的に等しいとして、民法上の通

説たる法律要件分類説に従い、権利発生要件たる課税要件事実については租税債権者たる国が立証責任を負うものとする。しかしこのような民事訴訟の理論をそのまま税務訴訟に適用できるかとの問題があり、たとえば所得の額は自身自身のことであり、資料も多くは納税者側にあることよりして国側の立証の必要性の程度を緩和しようとする見解が現われた。すなわち立証責任はまず、国側にあるがそれは「一応の立証」で足りるとするのである。この考え方は十分合理性がみとめられ最近では通説化しつつあり、我々もこれに賛成したい。右説によると国側は(1)推計課税の前提要件の存在と(2)推計方法の合理性を立証すれば足り、納税者側は推計所得金額が(1)より合理的な推計方法により計算した額より過大であるか(2)真実の所得金額より過大であることを主張立証しなければならぬということになる。

むすび

紙面の都合で十分な論述ができなかったが基本的人権の尊重と行政の公正を担保するため次の提案を行ひむすびとしたい。

(1)いかなる場合に推計課税が許されるのか、その基本原則を立法

税理士顧問契約の実態調査報告

税理士解任濫用
止対策特別委員会
委員長 平 山 玲 晶

(はじめに)

当特別委員会において、会員(無作為抽出)の関与先に対し、「税理士についてお尋ね」と題して税理士の顧問契約について、アンケート調査を実施した結果は下記の通りである。

日税連の実態調査

なお、(1) 税理士の業務従事年数、事務所の形態、従業員の状況等の税理士に関するもの

(2) 関与形態で、継続関与か臨時関与か、個人・法人別毎の関与程度、関与先の規模別区分等の税理士業務に関するもの

(3) 納税者の権利救済等に關するもの

(4) 小企業納税者に対する税務指導等に関するもの

(5) 中小企業者に対する関与状況に関するもの

等々については、国税庁より引継ぎ、日本税理士会連合会が実施した昭和42年度及び昭和48年度の二カ年間に於ける「税理士の実態調査」により、既に公表されている。

(今回の調査)

今回の実態調査で明らかにした点は次のとおりである。

1、税理士には、業務地域に制約がないこともあり、実態は、全国的に一致している。

2 関与形態においては、すでに日税連の調査において、継続関与が、昭和42年度は約八七%、昭和48年度は約八一%となっていることが明らかにされている

さらに、今回は、当連盟会員すなわち、比較的若い青年税理士を対象としたものであるにも拘らず、先代税理士より引継いだ関与先を含め、最長三五年にも至り、これは、税務代理士法制定の昭和17年の前年より継続関与していることになる。

また、税理士法制定の昭和26年以來二五年になるが、上記によれば、二年以上の継続関与が約一%にも及んでおり、前述継続関与の具体的内容が明確にされている。

勿論、これら関与の継続性は当然、受託業務の内容が、永続

企業の期間損益把握の必要性からくるものの循環性、継続性に基くものであることはいうまでもない。

依頼を受けて関与に至った動機は、約七四%が紹介によっており、その他の約二六%も先代税理士からの引継ぎ等を含むものであり、このことは、受託業務の範囲の広さ、重要性から当然のことではあるが、顧問契約には、当事者間の厚い信頼関係がその基礎となっていることを現わしている。

4 契約の方法は、約九六%が、口頭契約によっており、僅かに三%が書面によっている。

しかし、書面の中には、先代税理士からの引継ぎ等が含まれており、契約期間を明定したものはない。

これは、受託業務の多様性、中小企業と税理士の信頼関係及び我が国の国民性等によるものと理解される。

5 回答企業一三六件中、期間の定めのあるものは一件のみである。その一件は、口頭契約により二年と定めているが、すでに一〇年間関与が継続されている個人企業である。

6 顧問契約期間については、約八五%の企業が、長期契約を望んでおり、長短にこだわらないという約一五%についても、大部分は、すでに五年から一〇年間にわたり関与が継続しているのが実態であり、依頼者側においても長期契約を望んでいることが明らかにされた。

7 税務以外の業務に関しては、労務管理業務が低く、約三%となっているが、これは、人事管理、人間関係等を含み、緊急性が必要とされるが多く、しかも時間をかけたきめ細い管理が要求されるためと理解される

他の業務は、殆んどが七〇%を超え、経営者の私的相談が約

五〇%近いという結果は特に注目される。

このことは、業務内容が、重要であり、かつ経済性に直接大きな影響があるためとみられ、他の顧問契約に類をみない、税理士顧問契約の最大の特色の一つといえる。

(おわりに)

以上の調査結果は、既に日常言われてきたことがらとも一致するが、今回、統計的な調査結果が公表される意義は極めて大きい。

東京税理士会顧問契約対策協議会における調査結果ともほぼ一致している。

○回答のマトメは13頁下段に掲載

〈アンケート〉

税理士についてお尋ね	関与先所在地 名称	代表者
昭和50年 月 日回答		
I 貴社の税理士さんはどなたですか。 税理士事務所 氏名		
II いつから依頼していますか。 昭和 年 月 日から現在まで 年間		
III 依頼された動機はなんですか。 1. 紹介 2. その他(たとえば、先代税理士から継続)		
IV どのような方法で契約しましたか。 1. 口頭 2. 書面 3. その他(たとえば、先代社長から継続)		
V 契約期間の定めはありますか。 1. ① ある ② ない 2. ① あるとすれば契約時から 年間 ② その更新はどうしていますか 1. 自動的 2. その都度更改 3. その他		
VI 税務以外ではどんなことを頼みますか、またはやってくれますか。 1. 財務管理 2. 労務管理 3. 経営分析 4. 経営方針の助言 5. 私的相談 5. その他(たとえば、経営全般)		
VII 貴社は税理士との顧問契約の期間についてどうお考えですか。 1. 短い方がよい 2. 長短にこだわらない 3. できるだけ長期間継続してほしい		



今こそ力を

発揮すべき時

総務部長 石亀 邦俊

近年の税理士業界を取り巻く諸情勢は悪化の一途を辿り、税理士制度はまさに転換期ともいわれています。本年度も昨年に引き続き幾多の諸問題が提起されると思われませんが、特に、税理士法改正問題は急務であり、その他に会社法改正問題、付加価値税、小企業対策問題等が山積しています。このような厳しい時期における



活動の源泉は

会費の早期収納に

経理部長 佐藤 博司

この度、下田経理部長の後任として経理部長という重責を負わされ、その職務をいかにして大過なく果そうかと、とまどっているのが実情です。本年度は全国青年税理士連盟の創立十年目を迎え、会員数も二千

全青税の使命は大きく、そして、力を発揮すべき時であります。その事は、全国におります青年税理士が団結し、明日の税理士を築くため前進しなければなりません。又、本年度は全国青年税理士連盟創立後満十年を迎えております。そこで、十周年大会を盛大に行なう計画もございますので、よろしくお願い致します。

も大規模になってまいりました。予算規模も一千百万円台になり実に三年前の二・五倍になり、事務局設置も軌道にのり一層の活性化が予想されます。ここ数年全青税の活躍はすばらしく、最近のクレッカー先生の招聘の成功をはじめ我々税理士会を

新部長 あいさつ

取りまく諸問題について常にその先進的な役目を果してきて、青年税理士の活動力のすばらしさ、熱意さは内外の注目を集めているのが現状です。こうした現状の中で経理部として

ましては十周年にむけて全青税の一層の団結と発展を旨とし、各部各委員会の活動を円滑にするためには、限られた予算を合理的に効果的に必要な資金を支出することであり、そのためには健全なる財政によって初めて可能になることでもあります。

そこで会費の早期完全収納を会員各位にお願いいたし、特に本年度は各団体の経理部長さんには会費の平均的早期収納を、個人会員の方には一括早期収納をお願いいたす次第です。

不馴な私ではございますが精一杯責任を果すつもりでおりますので前任者同様一層のご協力とご支援をお願いいたします。

- ☆ ☆ ☆



巾広い知識と 深い教養を積む場に

研究部長 佐野 裕

今回全くの偶然から、はからずも研究部長をお引受けすることになったわけですが、たまたま名古屋青税の研究部担当副会長を仰せつかったばかりに廻ってきたという訳だそうです。しかし青税在籍期間は永くとも、最近の全国青税の動きや雰囲気等に対する正しい知識が不十分なため、部長及び部員等の選任方法に些か疑問を感じない訳ではありませんが、お引受けすることになった以上、

全国青税の目的の一つである研修活動に全力をあげる所存であります。とは云え、今まで多くの先輩方の築いてこられた研究部の業績の後を受け継ぎ、私の如き若輩が、その大役をはたして果し得るか、困惑しているのが偽りのないところでは。幸い前期部長、その他前年から在籍しておられた先生方も

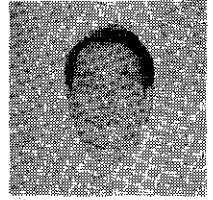
お見えになるので、色々ご指導を受けながら研究部活動を続けていきたいと考えておりますのでよろしくご協力をお願い致します。我々青年税理士が、その職業に誇りを持ち、巾広い知識と深い教養を身に付けるために、各会員がそれぞれ立場で、日頃日夜研鑽を重ねておられ、又各単位会でもそれぞれ研究活動を行なっておられるのは衆知の事実ですが、その折角の成果を全国の会員が吸収していく、そういった役割を果し得れば研究部としての役割も果し得るのではないのでしょうか。

それには広報部のご協力を得て研究成果の論文の掲載、シンポジウムの開催等、方法は色々あると考えます。これまでの全国青税研究部の活動は、シンポジウムの開催と代議員総会時の研究発表会を中心に行

諸問題に

積極的対処

法対部長 小西 敏雄



税理士法改正問題、商法二次改正問題、小企業対策問題、更には付加価値税導入と、既に語り尽くされた感はあるが、我々の業界を取り巻く難問が山積している状況に何らの変化は見られない。そしてこれらの諸問題に関する情勢は全て、芳しい方向には動いてはいない。暫くの間、導入見送りと云われている付加価値税は別にしても、税理士法改正運動は「基本要綱」が無視された形で、日税連サイドで交渉が進められているのは明らかであるし、これと関連して小企業対策問題では、あの悪名高き「派遣税理士制度」が、改正税理士法に成文化されようとして

いる。商法二次改正の動きにしても、表面的には小休止の状態ではあるにせよ、事態は我々にとって好ましからざる方向に進展しつつあることは想像に難くない。いづれにせよ、これら諸問題については、今後共更に突込んだ理論的な研究も必要であることは言を俟たないにしても、我々全青税という一つの組織に要求されるのはこれまでに研究、討議されて来た問題認識に立脚した対外PRを初めとする具体的な実践行動であるうと思われ。法対策部内の夫々の特別委員会と協力して、これら実践活動を最優先すべき時期が到来していると思われる。

各単位会においても、積極的に御支援願いたいと思います。年末には、税制調査会の中期待申も行なわれるようですので、その内容に関しても充分検討したいと思えます。

青税会員におかれましては、久しく問題となつて付加価値税に関しては充分なる関心と各位の問題意識のもとに取組まれていることと考えておりますが、より一層理解を深めるためにも説明会の開催、東京青税において作成された「付加価値税問答集」を活用してゆきたいと考えております。

問題意識の高揚を

付加価値税 江成 健一
対策委員長



全青税は、三次にわたり付加価値税に関する制度、及び、その運用についての実地調査団を西ヨーロッパに送り、実際面についての調査研究活動を行なってきた。又、論理面に関する研究につい

ても、独自の方法で成果をあげてきております。この理論面に関しては、奥深いものがありますので、会員の御智を寄せられることを期待しております。

先般、全青税の「付加価値税に関する要望書」が税制調査会に対して提出されておりますが、これに基づいて日税連に対しても意見書を提出したいと考えております。

七月十八日の総会・シンポジウムなど多くの行事が無事終了した翌日、全青税会員相互の親睦のために企画された観光ツアーは、九州に接近した台風九号の影響を受けて雨にたたられる日となってしまったが、七十名近くの参加を得て予定通り実行された。

しかし、楽しみにしていた午前

の木曾川ライン下りはあいにく霧の発生で船が出ず残念ながら中止となってしまった。そのため予定を変更して犬山城の見学となった。ホテルで用意された傘をさしてお城見物となったが、天文六年、織田信康によって造営されたというこのお城は国宝に指定されているのはむろんですが、現在でもこの城は、個人が所有している十二代目ということです。この城の望楼からの眺めはすばらしく、雨にけむる木曾川を眼下に雄大な景色を築むことができた。

午後には明治村の見学予定で、途中ドライブインで昼食をとった。特に準備された部屋で、一同中華料理を囲んで、ビールをくみかわし、賑やかに歓談、大いに親睦を

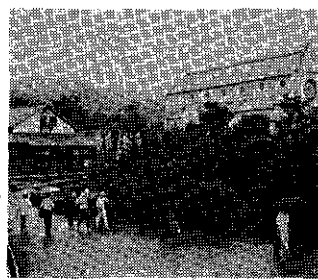
深めることとなった。

明治村では、雨も小降りになり実行委員の案内で村内を見学した。広大な地域に明治時代の建物や歴史的資料が集められて、全部を見るには十分な時間がなかったが、なかなか見ごたえがあった。

明治村見学の後、田原神社というめずらしい神社に立ち寄った。この神社には、大小さまざまな男形が奉納され、とくにその方面の弱い人、縁の遠い男女、子宝にめぐまれない人などに御利益があるというので、中には熱心に参詣する会員もいたようです。こうして観光ツアーも四時過ぎ名古屋駅に無事到着、次回の再会を楽しみに、二日間にわたる犬山大会の幕を閉じることとなった。

全青税犬山大会観光ツアー報告

実行委員 石井 義博



明治村

深めることとなった。

明治村では、雨も小降りになり実行委員の案内で村内を見学した。広大な地域に明治時代の建物や歴史的資料が集められて、全部を見るには十分な時間がなかったが、なかなか見ごたえがあった。

明治村見学の後、田原神社というめずらしい神社に立ち寄った。この神社には、大小さまざまな男形が奉納され、とくにその方面の弱い人、縁の遠い男女、子宝にめぐまれない人などに御利益があるというので、中には熱心に参詣する会員もいたようです。

こうして観光ツアーも四時過ぎ名古屋駅に無事到着、次回の再会を楽しみに、二日間にわたる犬山大会の幕を閉じることとなった。

こうして観光ツアーも四時過ぎ名古屋駅に無事到着、次回の再会を楽しみに、二日間にわたる犬山大会の幕を閉じることとなった。

北野教授証人に立つ!!

税理士特別試験違憲訴訟傍聴記録

九月一日(水) 午後一時より
東京地方裁判所民事庁舎二階二号
法廷において、「税理士特別試験
違憲訴訟」裁判が、六十数名の傍
聴を得て行われた。

当日は、日大教授北野弘久氏が
証人として立ち、税理士の使命を
中心に、氏の学者としての見解が
述べられた。まるで北野教授の講
演会に出席している様な気分であ
った。公の場で特試の違法性が指



△全国から傍聴多数▽

摘されていると思うと痛快であっ
た。北野教授の大熱弁と、六十数
名の原告側応援の傍聴人は、強く
裁判官に印象づけられたことと思
う。

しかし、この裁判は、税理士法
改正さえも、軟弱な日税連執行部
の為に、基本要綱が、ねじまげら
れんとしている環境からすれば、
容易なものではない。

勇気ある原告団をささえて、勝
利に結びつけて行くものは、我々
青年税理士においては無い。
今回同様、法廷をうづめつくさ
んばかりの傍聴人が必要でありま
す。

北野教授の証言内容は、おおよ
ね次のとおりです。

①税理士は、無知、貧弱な納税
者の基本権を、専門家として擁護
してやらなければならない。

②税理士は、税務会計の専門家
としてのみではない。高度な法的
素養がなければならない。従って
暗記と計算の一般試験ですら問題
がある。いわんやあらゆる免除の

ある特試をやである。

③司法書士(失礼)などと違い
人生感や税法学の知識、発想とい
うようなことが大事であり、税務
官吏の経験など役に立たない。

④特試の制定は、その当時とし
ては、それなりに理解出来るが、
昭和三六年に当分の間延長するこ
とになり、当分の間の限界を、は
るかに越えている。

税理士不当解任濫用阻止裁判 最終弁論迫る!!

九月七日(火)、午後三時より、
東京地方裁判所民事第三六部二九
号法廷において、「税理士不当解
任濫用阻止裁判」(小林事件)が七
十数名の傍聴を得て行われた。

当日は、証人に、原告小林繁夫
会員が立ち、被告側弁護人の反対
尋問を受けた。小林会員は、終始
冷静に適格な証言を行った。証言
は、税理士の使命の重要性を全面

含している。

⑤当分の間とは、当時主税局長
の言っていた目途として三年位で
あり、百歩ゆずって十年一昔とい
う言葉からしても、昭和四六年に
その効力は失われているはずだ。
⑥特試合格者は官僚の労務対策
としてタダ同然でもらうのでうし
ろめたい気持を持っている。うし
ろめたい気持の税理士の増加は、
税理士会への権力の介入となって
あらわれる。

⑦桜友会は全体としては、税理
士としての意識が低い。
⑧税法は、労働法と同じ社会法
であると云える。単に財産権の問
題のみでなく、生死の問題をも包

に出しようとした態度で、は
っきりとした口調で、明解に行わ
れた為、反対尋問も、空振りにお
わりところが随所にあった。

閉廷後、鶴見、井上、茨木の三
弁護士先生を囲んで検討会が行わ
れ、①小林会員の適格な証言によ
り反対尋問としての評価はなかつ
たであろう。②今回の証言が次回
法廷の証人に立つ被告会社代表取

⑨国税庁長官による税理士の微
戒規定などをみても、税理士を納
税者の代理人としてではなく、税
務官吏の延長線上に位置づけてい
る。すなわち徴税機関と考えてい
る。これが本音だ。税理士法の発
想は正に、ここから出発してい
る。例えば、更正処分の手前通知
が規定されているのに、通知をし
なくとも効力に影響しない、とい
うことだ。全くザル法である。

今回の法廷は、十二月一日(水)
午後一時からの予定です。一人で
も多くの傍聴をお願いします。

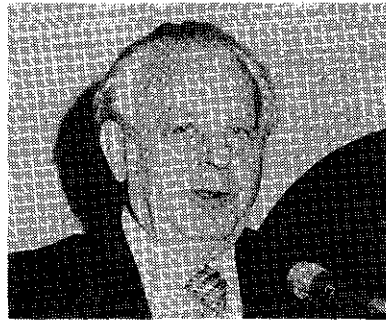
縮役Yの尋問の中味を構成するで
あろう。③次回は、被告側が作っ
たすし書のうそを暴露してゆく。
などの心強い三弁護士先生の説明
及び決意が述べられた。

全税理士の地位向を目指したこ
の裁判も、次回を最終弁論とした
い裁判官の意向であるようなの
で、次回の法廷には多数の傍聴を
期待いたします。

次回の公判は、十一月十六日
午後一時より同法廷において被
告会社代表取締役Yが証人に立
ち行われます。

クレツカー先生来日日記

クレツカー先生招聘実行委員長 久保田 秀雄



梅雨あけのからっとした夏の陽射しを受けて、七月十六日十五時五分スイス航空のジャンボは、クレツカー先生を乗せて羽田を発った。到着した時と同じように婦税・青税の仲間が見送ったのであるが、今度は出迎えの時の一抹の不安と緊張ではなく、すっかり顔見知りの友のような親しみと、むづかしい講演を成功裡に成し遂げた満足感がそこにあった。

クレツカー先生は、帰国に際して、「今回の講演と諸々の討論が

日本の税理士制度のために有益なものとなり、日本の税理士会が一日も早く、その職業基盤である自主権を獲得することを祈っている。またこの期間を通して、単なる講演者としてではなく、皆様とは常に友人であったと思っていること、そのことが互に理解されていることがうれしい。職業とその制度を同じくする日本の税理士と西独の税理士が今後より一層交友関係を深めよう。」旨の挨拶をされるように、別れを惜しんでいた。

振り返ってみるに、クレツカー先生が六月三十日に羽田に到着してから十七日間は、全国税理士会にクレツカー旋風が吹き込まれた観がした。濃縮されたこの間のクレツカー先生日記をたどってみることにする。

○六月十六日(土) P M 二時五分、大石一美氏西独より羽田着、単なる通訳だけでなく、昭和四十八年から五十年にかけ、三回にわたる

訪欧税制視察団の西独における視察準備、西独税理士関係法律の翻訳など、今回は西独にあって、クレツカー先生と訪日・講演の準備・講演原稿の翻訳整理に努めた。横浜国大出身・西独在住の秀才である。年令27才。

○六月二十八日(月) P M 六時・大石氏を交え、講演についての東京地区実行委員会。



クレツカー先生来日!

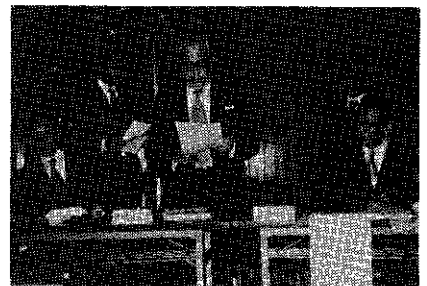
○六月三十日(水) P M 六時、クレツカー先生羽田着。歓迎の横幕と婦税・青税三十数名の出迎えに感激。日本の印象は、この感激から始ったとのこと。羽田での挨拶も自主権獲得の講演にかける先生の熱気があふれ、日本の梅雨にも体調充分、自信のほどをみせて我ら準備委員も身がひきしまる思い。婦税の李さんから花束を受けては、ほを崩す。

○七日(日) P M 三時・ホテルオークラにてクレツカー先生と講演打合せ。

P M 六時歓迎会、東京税理士会長波多野重雄氏来賓出席、青税の武田節の合唱、婦税の野ばらの合唱など歌の歓迎にびっくり、音楽愛好家のクレツカー先生、日本人が歌を愛する国民であることに感激。西独の税理士は、日常の中に歌を忘れつつありますと一言。講演前の心のときほぐしとスピーチのウォーミングアップになる。

○七月三日(土) P M 二時・日税連訪問、丁度正副会長会で全国の税理士会会長が集っている。山本日税連会長歓迎の挨拶。各税理士会長と堅い握手。

P M 二時四十五分、東京税理士会館・婦税連東日本支部総会で来日初の講演。(西独における夫婦



西ドイツ税理士会からのメッセージ

財産性とその課税について)終了後、婦税、淑女の熱気に囲まれて記念撮影。夜は、日本庭園・椿山荘にて、東京税理士会の歓迎懇談会。

○七月五日(月) P M 一時、東京税理士会主催講演。主テーマによる初めての講演とあって、会場はほぼ満員。大阪、名古屋、浜松の各実行委員のメンバーもそろって聴講。東京講演をステップにその後の講演は内容も明解、質疑も活発に、すばらしい出来ばえになる。

夜は東京青税との懇談会、クレツカー先生もドイツの田舎の民謡を披露する。

○七月七日(水) 午前中に元青税会長の関本和幸事務所訪問、午後一時東京地方税理士会主催講演。夜は地方会幹部と懇談会。

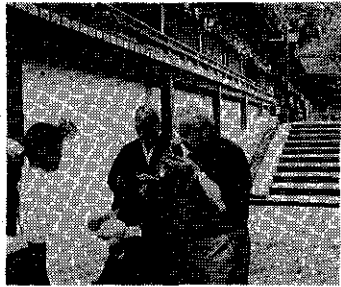


乾 杯!

○七月八日(木) これから地方講演。新幹線で浜松へ。浜松青税の出迎えを受けて、会場の浜松グランドホテルへ。浜松部会主催、東海税理士会後援の大きな看板がホテルの前に掲げられている。高野会長以下税理士会役員も多数出席。

夜・ホテル屋上のビヤホールで枝豆をつまみながら、西独税理士が職業裁判所で女性問題によって処分を受けるケースがあります。皆様はそのようなことはありません。さの一端も一言。

○七月九日(金) 早朝名古屋へ移動、名古屋青税・名古屋税理士会共催。主テーマ講演を短縮し、質問形式の講演に時間を多くする。



奈 良 見 物

○七月十日(土) P M 一時・京都着、翌日の京都見物、十三日の奈良見物と日本の古都を楽しんでもらう。

○七月十二日(月) 大阪合同税理士会主催、最終の講演にクレッカー



名 古 屋 講 演

夜・加茂会長以下税理士会幹部との懇親会。三日連続の講演と夜の懇親会で体調を心配していたが、無事通過。

○七月十四日(水) P M 一時・東京

先生、大石氏熱がこもる。全六回の講演を大成功のうちに終了。

○七月十五日(木) 午前中に東京国税局と国税庁を訪問、西独大蔵省ムース顧問の親書を渡す。国税庁では、「税理士に自主権を渡されたらどうですか」と応待の職員をあわてさせる。

午後は東京都庁訪問、西独ボン市からの訪問とあり、磯村副知事はじめ主要ポストの出迎えを受け

着、さすがに疲れがみえる。しかし、スケジュールはまだ残っている。午後三時から税理士新聞のインタビュー、その後全講演のまとめの質疑討論と事務的打合せが終了したのが八時。



最 後 の 講 演 (大 阪)

なごやかな会話のうちに親善訪問。東京都の訪問記念メダルを頂戴し大喜び。東京都も財政難だがボン市も同じですと磯村知事と共感。

全スケジュールを盛況裡に終了した安堵でクレッカー先生の顔も爽やか。

(久保田秀雄記)



クレッカー先生、お元気で!



都 知 事 訪 問

毎年ご好評をいただいております——顧問先へのお歳暮・ご年始にご利用ください

書込み式『税務カレンダー』・『税務デスク・マット』

定価 各 450 円 (前金特価 400 円) ・ 事務所名印刷

お申込は——お電話にても受付けております

税 経 月 報 社

東京都文京区関口 1-10-18
TEL 03 (268) 0570 (代表)

全 国 青 年 税 理 士 連 盟 規 約

- 第 1 条 本会は全国青年税理士連盟と称する。
- 第 2 条 本会の目的は、下記の通りとする。
- 一 税理士制度の発展強化
 - 一 会員相互の研修及び親睦
 - 一 会員相互の連絡、提携及び資料交換
- 第 3 条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。
- 2 前項の団体加入については、理事会の承認を必要とする。
- 第 4 条 本会の事務局は東京都渋谷区千駄谷 5-20-11 シルバービルにおく。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- 一 会長 一名
 - 一 副会長 若干名
 - 一 理事 100名以内
- 第 6 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行う者を定める。
- 第 7 条 本会に会計監事 5 名以内を置く。会計監事は会計を監査し、代議員総会に報告する。
- 第 8 条 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。
- 但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会及び常務理事会とし、会議の招集は会長が行う。
- 理事会は役員をもって構成し、常務理事会は会長、副会長、部長及び委員長並びに個人加入会員理事の中から理事会が指名した若干名をもって構成する。
- 2 定時代議員総会は毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の 3 分の 1 以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。
- 第 10 条 代議員総会は本会運営に関する基本的事項を決議し、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する。
- 常務理事会は理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定するが、その決議は次の理事会に報告して承認を得なければならない。
- 第 11 条 代議員、役員及び会計監事の選出方法は別に定めるところによる。
- 第 12 条 会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。
- 第 13 条 本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。
- 第 14 条 本会の事業年度は毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日までとする。
- 第 15 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。
- 第 16 条 前条の会費は、1 名につき年額 3,000 円とする。但し中途入会者は月額 250 円として入会の月より徴収する。
- 本会の規約の改正については理事会が発議し、代議員総会の議を経て行なう。

代議員選任規程

- 第 1 条 (選任の対象)
- 本会の代議員は会員の中から選任する。但し、役員及び会計監事は代議員になることができない。
- 第 2 条 (選任の方法及びその数)
- 1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数 3 名と更に会員数 15 名につき 1 名とする。
- 但し個人加入会員については 10 名につき 1 名とする。
- 2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし、定時代議員総会終了の日から 1 カ月以内に選任するものとする。
- 第 3 条 (任 期)
- 代議員の任期は、次期代議員選任の日までとする。
- 但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残存期間とする。
- 第 4 条 (補 充)
- 代議員の欠員については、3 カ月以内にこれを補充しなければならない。

役員選任規程

- 第 1 条 本会の役員は、代議員総会において役員候補者の中から選任する。
- 第 2 条 団体の推薦を得た会員及び個人加入会員で会員 10 名以上の推薦を得た者を役員候補者とする。
- 2 一の役員候補者となった者は同時に他の役員候補者となることができない。
- 第 3 条 会計監事の選出方法は本規程を準用する。
- 但し、役員は会計監事になることができない。

慶 弔 規 程

- | | | |
|-----------|-------|--------------|
| 第 1 条 死亡 | 会 員 | 10,000 円及び花輪 |
| | 配 偶 者 | 5,000 円 |
| 第 2 条 火災 | 全 焼 | 5,000 円 |
| 第 3 条 病 氣 | 1 カ月超 | 5,000 円 |
| 第 4 条 風水害 | | 5,000 円以内 |

(実施要領)

- 1 傷害疾病は、入院またはこれに相当する加療中のものとする。
- 2 火災は、会員の事務所または自宅を対象とする。
- 3 風水害は、会員の事務所または自宅を対象とし、床上浸水、家財流出、風水害による半壊以上の被害とする。
- 4 上記の条項の適用の判断が難しい場合は、厚生部会において協議決定する。